高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年３月18日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑴の表中、

「

16	北関東自動車道	北関東自動車道	高崎市（高崎ジャンクション）から 太田市（太田桐生インターチェンジ）まで
			佐野市（佐野田沼インターチェンジ）から 栃木県下都賀郡岩舟町（岩舟ジャンクション）まで
			栃木県下都賀郡都賀町（栃木都賀ジャンクション）から 水戸市（水戸南インターチェンジ）まで

」を

「

16	北関東自動車道	北関東自動車道	高崎市（高崎ジャンクション）から 栃木県下都賀郡岩舟町（岩舟ジャンクション）まで
			栃木県下都賀郡都賀町（栃木都賀ジャンクション）から 水戸市（水戸南インターチェンジ）まで

」に改める。

１．⑶①ロ⑷ロ）からへ）を削り、イ）の次に次のとおり加える。

ロ）平成23年３月19日から平成23年５月８日までの間に、イに定める自動車が、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから宇都宮インターチェンジまで、常磐自動車道の岩間インターチェンジから水戸インターチェンジまで、東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ、北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジ及び都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで並びに東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまでの各インターチェンジと関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから前橋インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで及び北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまでの各インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき30ポイント、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから宇都宮インターチェンジまで、関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから前橋インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで、常磐自動車道の岩間インターチェンジから水戸インターチェンジまで、東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ、北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまで、佐野田沼インターチェンジ及び都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで並びに東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまでの各インターチェンジと北関東自動車道の足利インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき20ポイントを付与するものとする。

別表３のうち、

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

	栃　　木
佐野藤岡	17.7

」を

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

			栃　　木
		岩舟ジャンクション	10.9
	佐野ＳＡスマート	3.9	14.8
佐野藤岡	2.9	6.8	17.7

」に改める。

別表３秋田自動車道（北上ジャンクション・秋田北間、昭和男鹿半島・琴丘森岳間）の表中、「西仙北」を「西仙北スマート」に改める。なお、当該変更については、平成23年３月26日から適用する。

別表３のうち、

「上信越自動車道（藤岡・上越ジャンクション間）

	小　　諸
佐　　久	10.8

」を

「上信越自動車道（藤岡・上越ジャンクション間）

		小　　諸
	佐久小諸ジャンクション	9.8
佐　　久	2.0	10.8

」に、

「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、山元・亘理間）

	岩　　間
千代田石岡	14.4

」を

「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、山元・亘理間）

		岩　　間
	石岡小美玉スマート	8.2
千代田石岡	6.2	14.4

」に、